

令和4年度第4回新興感染症等対策検討部会（要旨）

1 要 旨

令和4年10月17日、第4回「静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議新興感染症等対策検討部会」を開催し、「感染症に係る医療機関のネットワーク」について御意見を伺うとともに、「感染症法の改正（案）の概要」、「福祉・介護施設の管理者等を対象とした感染症対応研修の開催状況」について報告を行った。

2 概 要

（1）報告事項「感染症法の改正（案）の概要」

（事務局説明）

厚生労働省が令和4年10月7日に第210回国会（令和4年臨時会）に提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案において示された感染症法の改正（案）の概要について、以下を説明した。

項目	改正（案）の内容	今後の対応の方向性
予防計画の改正	<ul style="list-style-type: none"> 目標（病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個別防護具の備蓄等）を定める 	<ul style="list-style-type: none"> R6.4.1 施行 国の基本指針を反映した改正を実施 令和5年度中の改正作業
連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 県、保健所設置市、感染症指定医療機関、関係団体、消防機関等で組織 新型インフル等感染症の発生の予防等に必要な対策の実施について協議するよう努めるものとする 県及び保健所設置市の予防計画を協議 	<ul style="list-style-type: none"> R5.4.1 施行 令和5年度の設置に向けて、関係機関と協議
医療措置協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> 予防計画に沿って、都道府県と医療機関等の中で病床、外来医療の確保等に関する協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> R6.4.1 施行 協定を締結する対象機関の整理 協定効力確保のための支援策の検討
検査等措置協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> 検査能力、宿泊施設を確保するため、都道府県と関係機関の間で、協定を締結 自宅療養者の健康観察の医療機関等への委託を法定化 	<ul style="list-style-type: none"> R6.4.1 施行 協定を締結する対象機関の整理 協定効力確保のための支援策の検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化 <p style="text-align: center;">*感染症指定医療機関は義務化</p>	<ul style="list-style-type: none"> R5.4.1 施行 国の新サーベイランスシステムの利用促進要請

<委員意見等>

- ・今回の改正(案)は、パンデミックに対する国の方針を法制化したものと理解できる。
- ・予防計画に病床数等の目標を定め、感染拡大期の対応を協議することとなれば、連携協議会の役割は非常に重要になる。
- ・今回の改正(案)は、国が早急に対応すべきと考えたことを取りまとめたもの。病床の確保の制度化が一番大きい。

(2) 協議事項「感染症に係る医療機関のネットワーク」

(事務局説明)

「感染症に係る医療機関のネットワーク」について、有事においても感染症医療及び一般医療を提供できる体制を構築するため、平時から地域の医療機関が連携し、感染症への対応力を向上させるようなネットワークの形成が必要であり、同ネットワーク形成に当たっては、「2次医療圏に1以上、核となる病院が必要ではないか」という考えを示し、委員の御意見を伺った

<平時と有事の医療機関の連携>

平時	有事
<ul style="list-style-type: none">・地域の医療機関が連携し、感染症の情報共有や研修などを行う・感染症を理解し、感染拡大時に医療を提供できる医療従事者をふやす	<ul style="list-style-type: none">・連携する医療機関への助言・保健所と連携し、ネットワーク内の医療機関の入退院調整を行う・専門性のある医療人材を、ネットワーク内の他の医療機関へ派遣する

<委員意見等>

「医療機関だけでなく調整役となる人のネットワークが重要ではないか」という意見が多く出た。

また、2次医療圏ごとに1以上の核となる病院を置くことについては、概ね了承を得た。

- ・コロナの初期対応時に、誰がどこに連絡して体制を構築していったかの振り返りをした上でネットワークを作った方がよい。
- ・「医療ネットワーク」については、医療機関の機能（ハード）のみではなく、調整する人材、医療機関で働く人材（ソフト）の充実・育成が重要になるのではないか。
- ・感染症対策向上加算との連携、感染症指定医療機関、FICT や専門家会議など、既存のネットワークとのについては、加算の連携はすでに機能しており利用可能である。また、専門家会議や当部会のメンバーに、連携協議会参加をお願いすることになると考えており、FICT は県独自の団体として残していくのではないか。
- ・感染症対策向上加算1の医療機関は感染症指定医療機関と合致しているか否かについては、加算1にはスタッフの要件もあるため、感染症指定医療機関が必ずしも、重点医療機関であるわけではない。
- ・平時からの病院間のネットワークの充実が重要なのではないか。
- ・保健所長の役割が重要ではないか。
- ・感染症患者は自治体をまたぐ場合もあるため、県独自で先行しネットワーク等の議論をするのではなく、国のガイドライン提示を待つべきではないか。

(3) 報告事項「福祉・介護施設の管理者等を対象とした感染症対応研修の開催状況」

(事務局説明)

「福祉・介護施設の管理者等を対象とした感染症対応研修の開催状況」について、参加者数、講義内容について説明した。

開催日	・R4.10.7（東部）、R4.11.9（西部）及びR4.11.11（中部）
方 法	・ハイブリット型及びオンデマンド配信
内 容	「感染症の発生から収束まで」 講義：施設長(施設の管理者等)としての心構えと基本的感染症対策 講師：静岡県立静岡がんセンター倉井 華子 先生 講義：施設長(施設の管理者等)としての役割と行動 講師：浜松医科大学医学部附属病院高橋 善明 先生

<委員意見等>

- ・対象が福祉・介護施設の管理者等となっているが、実際の参加者の状況は。→約半数が施設長、他は看護の長、介護士のリーダーなどが参加している。

<本会議を受けた今後の県の対応>

- 感染症法改正（案）については今後も情報収集に努めていく。
- 医療機関のネットワーク等に関する検討については、国の指針等が示されていない状況ではあるが、対応可能な部分から随時検討を進めていく。
- 今後は、協議事項、報告事項について、感染症管理センターにおける位置付けを説明しながらご意見を伺っていく。